

シベリア出兵構想の変容：寺内内閣および外交調査会の動きを中心にして

井竿，富雄
九州大学大学院法学研究科助手

<https://doi.org/10.15017/2183>

出版情報：法政研究. 66 (4), pp.153-184, 2000-03-27. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

シベリア出兵構想の変容

——寺内内閣および外交調査会の動きを中心にして——

井 竿 富 雄

はじめに

- 一 ロシア一〇月革命直後のシベリア出兵に関する諸構想
 - 二 「自衛」から「チェコ軍救援」へ
 - 三 「新シキ救世軍」の誕生
- おわりに

はじめに

本論文は、一九一八年八月二日の出兵宣言をもって開始された日本を中心とする連合軍のロシアへの侵攻、いわゆるシベリア出兵が構想から実行にいたるまでに、その政策内容と大義に変容が起こったことについて明らかにしようとするものである。

この第一次世界大戦最末期に発動された戦争は、異例な戦争であった。この戦争は、天皇の名でロシアに対する宣戦布告が出たわけではなかった。また、ロシアに成立していたボリシェヴィキ政権に対して、敵対する宣言が出たわけでもなかった。シベリア出兵は、その出兵宣言によればロシアの領土・主権の保全、ロシアとの友好関係の維持が謳われたロシアへの侵攻だった。しかも、この軍事行動によって、日本の国益、あるいは日本の国益に密接に関わるものがどう保全されるかということは言及されなかった。それまで地上に存在しなかった「チェコスロバキア」という国家を創設しようと主張する、連合軍によって友軍とみなされた武装集団に対する同情だけが政府によって声明されたのである。「東洋平和の維持」という、第一次世界大戦に際して掲げられた大義との関係は、どこにも存在しなかったのである。

この戦争の日本における政策決定については、多くの研究が存在している。第二次世界大戦後初めてこの問題に取り組んだ、井上清氏の研究⁽¹⁾は、シベリア出兵を社会主義政権に対する干渉戦争と位置づけた。細谷千博氏の業績は、伊東巳代治や牧野伸顕の文書を用いて初めて実証的研究を試みた。また、関寛治氏の著作⁽³⁾は、中国政策との関係でこの問題を解明しようとした。小林幸男氏の諸研究⁽⁴⁾は、初めて日ソ国交樹立までを視野に入れた、日本とロシアの関係史の中でシベリア出兵を扱っている。また、雨宮昭一氏は、第二次世界大戦敗北までの日本の政治と軍事の関係、あるいは戦争指導の問題という点からシベリア出兵問題を明らかにしている。⁽⁵⁾

高橋治氏は、内外のトップエリートのみならず、動員された兵士たちをも視野に入れようと、内外における膨大な量

の聞き書き、兵士の手記などを手がかりにシベリア出兵を把握しようとした。その著書『派兵』⁽⁶⁾は、むしろロシア史の研究者からの反応を呼び起こした。原暉之氏の大著⁽⁷⁾は、高橋氏の問題提起に応える形で書かれたものとなっているといえよう。

これらの研究は、シベリア出兵が「結果的にどのような戦争であったか」という問いに答えるために書かれたものであった。井上清氏は「社会主義大革命干渉戦争」という定義を与えた⁽⁸⁾。細谷千博氏は、日米開戦への一里程としてシベリア出兵を位置付けた。このような視角からなされた研究の蓄積の結果は、原暉之氏の、「布告なしに戦端を開き、膨大な人員と戦費を注ぎ込み、しかも持続的な抵抗闘争と国際的非難をうける中で敗者として撤退しなければならなかったこの戦争」という言葉⁽⁹⁾に尽きているであろう。しかし、上記の諸研究は、シベリア出兵が同時代的に「どのような戦争として発動されたか」と言う点には、あまり注意が向いていない。国家がいかなる大義を掲げ、どのような諸措置をもって軍事力を発動するかは、同時代的には国民の軍事動員に対する支持を調達するためにも重要な要素である。しかも、以下に記すように、当初日本の政策決定主体では、シベリア出兵は「日本の自衛」のためになされるべきであるという合意が存在したのである。ところが発動の時点では、「自衛」のためという言葉は全く出てこない。しかも、当初はほとんど考慮されていなかった、「ロシア国民の救援」という大義が掲げられていったのである。本論文は、シベリア出兵がなぜ、「チェコ軍救援」や「ロシア国民の救援」という旗を掲げ、しかも後者についてはそのための具体的な機関まで設置しなければならなかったか、そしてこれらの過程はどのようにして行われたかについての考察である。本論文は、まず、一〇月革命前後に登場してきた、日本国内におけるシベリア出兵構想について代表的なものを検討する。次に、これらの諸構想が、一度は「自衛」のための出兵、そして連合国全体の意見の一致を要するという合意を得ながら、最終的には「日米共同」の「チェコ軍救援」出兵になっていった過程を扱う。そして、出兵発動直後に発足した「臨時西比利亞經濟援助委員会」が、シベリア出兵に「新シキ救世軍」という大義を付与していったことを明らかに

する。最後にまとめと若干の考察を行うことにしたい。

- (1) 井上清「日本のソヴェート革命干渉戦争」『歴史学研究』一五二号、一九五一年および一五三号、一九五一年。のち加筆訂正されて『日本の軍国主義』東京大学出版会、一九五三年に収録された。
- (2) 細谷千博『シベリア出兵の史的研究』有斐閣、一九五五年。同時期に発表されたもので、細谷氏と同様の問題意識と方向性を持ったものに、大浦敏弘「極東ロシアに対する米日干渉とその破綻についての一考察」『阪大法学』一二号、一九五四年および一五号、一九五五年（未完）がある。奇しくも細谷氏と同様の問題意識で、同様のテーマを同時期に扱ったのが、Morley, J.W., *The Japanese Thrust into Siberia, 1918*, Columbia University Press, New York, 1957であった。この著作はこの時期日本にまだ返還されていなかった日本の公文書をふんだんに用いて書かれたものである。細谷氏はこの後、シベリア出兵に関する研究を続けられた成果を、論文集『ロシア革命と日本』原書房、一九七二年として刊行された。
- (3) 関寛治『現代東アジア国際環境の誕生』福村出版、一九六六年。
- (4) 小林幸男「シベリア出兵における日米共同関係の断絶」『法学』（近畿大学）三巻三号、一九五五年、「シベリア干渉とニコライエフスク事件」『法学』（近畿大学）五巻三号、一九五六年―七巻一号、一九五八年（未完）など。後に刊行された論文集『日ソ政治外交史』有斐閣、一九八五年にも、この時期の問題について扱った論文がある。
- (5) 両宮昭一「近代日本における戦争指導の構造と展開」『茨城大学教養部紀要』七号、一九七五年および八号、一九七六年。ほかに「戦争指導と政党」『思想』六二二号、一九七六年、ともに現在は『近代日本の戦争指導』吉川弘文館、一九九七年に収録されているが、単行本に収録されるに際して、この二編の論文は合体させられている。
- (6) 高橋治『派兵』（全四巻、未完）朝日新聞社、一九七三年―一九七七年。この著作ができるまでについては、高橋氏の「シベリア出兵について」『花と心に囲まれて』講談社文庫、一九九五年所収に詳しい。
- (7) 原暉之『シベリア出兵』筑摩書房、一九八九年。原氏の研究は、ロシア史の側から日本の近代史を逆照射していると言うにとどまらない。朝鮮独立運動とシベリア出兵問題との関連を指摘したもの（『ロシア革命、シベリア戦争と朝鮮独立運動』菊地昌典編『ロシア革命論』田畑書店、一九七七年所収、「極東ロシアにおける朝鮮独立運動と日本」『季刊三千里』一七号、一九七九年）のような、日本の近隣諸国をも含めたシベリア出兵研究といった視点までも含んだものになっている。
- (8) 井上清、前掲「日本のソヴェート革命干渉戦争」を単行本に収録する際につけたタイトル。
- (9) 原暉之、前掲『シベリア出兵』のまえがき、i頁。

一 ロシア一〇月革命直後のシベリア出兵に関する諸構想

シベリア出兵を日本が実行する遠因が、ロシアでの一〇月革命にあることは周知の事実である。ただ、最終的に寺内内閣の手で実行されることになったシベリア出兵と、ロシア一〇月革命直後から登場してきていたシベリア出兵に関する諸種の構想には状況の相違から、隔たりも存在した。本節では、政策決定に影響力のある人物、また閣内、そしてシベリア出兵が実行された場合に実際に動くことになる陸軍内部の中から登場してきた、ロシア革命直後のシベリア出兵構想について検討する。

寺内内閣は、政党勢力を閣内に一切含まない内閣として存在していた。だが衆議院に存在する政党勢力との提携がなければ内閣も政治運営はできなかった。寺内内閣は、衆議院内の最大政党政友会、および少数政党の国民党の協力を得ていた。特に外交政策の領域においては、この二政党の領袖、政友会総裁原敬と国民党党首の犬養毅を準大臣待遇で包摂した「臨時外交調査委員会」(通称外交調査会(以下は通称で呼ぶことにする))が、重要な役割を果たしていた。外交調査会は、制度的には天皇直属の外交政策諮問機関であった。だが、首相を総裁とし、外務および陸海軍大臣が内閣からこの機関に出ていた。さらに、議会内の主要政党のリーダーが出席していた。規則上は、この委員会でなされた議決が天皇に上奏され、天皇がこれを首相に下り渡すことになっていた。だが、総裁と首相は同一人物であることや、人的な構成から見て、まさにこの機関は外交政策における重要な位置を占めていた。¹⁾

内閣および外交調査会の委員の中では、一九一七年のある時期から、ロシアがポリシェヴィキの掌握するところになるであろうことは情報および認識の共有があった。²⁾一〇月革命前後の時期に、閣内でシベリア出兵を含む内外政策の意見書を執筆し、寺内正毅首相に提出したのは、当時内務大臣であった後藤新平であった。³⁾この意見書は、ドイツとの単独講和さえ示唆しつつ、五つの内外政策を提案した。出兵に関する項目は第二、第三の政策提言であった。第二項目は、

日本は「時俗ニ動サレテ妄リニ出兵セス縦令幾分出兵ヲ余儀ナクセラルルコトアリトスルモ其ノ引揚ノ場合ヲ予見シテ萬如何ナキヲ期ス」べきだという、外交政策上での出兵のスタンスについての提案であった。そして第三項目で、後藤は二つの政策実行を説いていた。一つは、物価調節の名目で穀物を購入し、この穀物の半分を国内消費に、残りの半分をシベリア鉄道沿線の「露国窮民ノ救済（或ハ有償的ニ又ハ無償的ニ）」にあてるべきだということであった。もう一つは、「大ナル赤十字社隊ヲ組織派遣シ鉄道沿線ノ病傷者ヲ施療スル」ことであつた。そして、この救済事業に対して妨害があつた場合、日本は武力でシベリアを占領し、「西伯利亞ニ於ケル一大中立地帯即チ緩衝地域」を作る基礎ができると書いていた。

後藤がこのような政策提言を行ったのは、対米牽制策からであつた。後藤はこの意見書で、アメリカは「道義的侵略主義」を持った「公義人道ヲ被衣トセル偽善的一大怪物」であり、「独逸国人ノ主義ト米國ノ民本主義ハ畢竟異名同物」とすら極言するほどであつた。しかし後藤は、「道義的侵略主義」の国家を牽制するためには、かの国の政策を形式的に導入するという逆説を演ずることを提起したのである。

この意見書の提議した、軍事力発動と非軍事的領域での行為の組み合わせという内容の異色性は、以下に見る西原亀三の意見書や、陸軍の出兵プランとの比較により、より明確になるであろう。

西原亀三は、寺内内閣において、対中国政策において大きな影響力を持った人物であつた。閣僚でもなく、政治家でもない彼が、現地の日本外交官の頭越しに行つていた対中国借款「西原借款」については、多くの研究がある。⁽⁴⁾ 西原は主として中国政策領域の中で行動する主体であつたため、西原のシベリア出兵の提言は、中国政策との関連が非常に強い。⁽⁵⁾

シベリアについて初めて触れた西原の政策提言は、一九一七年八月から十一月にかけて執筆された「東洋永遠ノ平和策」であつた。⁽⁶⁾ しかし、この意見書は、シベリアに関しては、中国との経済的提携関係樹立への努力の後、「更ニ機会

ニ投シ」て行われるという程度であり、政策提言としては具体性に乏しいものであった。ところがロシア革命の進展によつて、急速に西原の出兵構想は具体的なものになった。一九一七年一月二六日に執筆され、寺内首相に提出された意見書「時言」⁽⁶⁾は、情勢を「未曾有ノ国難」と断じ、この危機を脱する「転禍為福ノ一大鉄案」として、シベリア鉄道沿線を軍事占領し、あわせて中国との関係改善、日本の政治経済組織を改革するというプランを描いてみせたのである。これと同時に、西原は閣僚、軍人にシベリア出兵を熱心に説きつけ、その傍ら出兵世論高揚のための組織「国運発展期成会」を作つて行動した。⁽⁷⁾西原の行動は国内に対してだけではなかつた。亡命ロシア人アンドレーフ (Andreev) なる人物に資金を与えてロシアに潜入させようとした工作は有名である。⁽⁸⁾ただ西原の構想は、对中国政策の刷新、日本の政治経済体制改革が中心であり、シベリア出兵はその手段としての色彩が強かつた。⁽⁹⁾

陸軍は、シベリア出兵が政策的に決定された場合に、実行を担当する主体であつた。彼らは彼らなりの合理的な判断をもつて、シベリア出兵問題への対応をしていた。

陸軍軍人の中には、荒木貞夫のように、一九一七年八月の時点で既に、ロシアの首都を防備する名目で日英混成軍を派遣するという構想を持つものもいた。⁽¹⁰⁾ただ、組織的に陸軍が出兵問題に対して反応したのは、ヨーロッパ戦線へ向け、日本から陸軍兵力を派遣してほしいという連合国の要請にどう対処すべきかという「欧州出兵問題」が最初であつた。一九一七年一〇月、陸軍参謀本部は、この問題に対する陸軍の回答として「欧州出兵ニ関スル研究」を作成し、政府側に提出した。⁽¹¹⁾陸軍内部には、既にヨーロッパへの出兵を含む大規模出兵を主張するものがいたため、「出兵行為ハ難事ニ属スト雖モ決シテ不可能ニアラス」という両論併記の部分を含みながらも、結論として日本の出兵は「為ササルニラスシテ真ニ事情之ヲ許ササルニ在ルコト」であることを外交ルートで主張すべきだといふものにとどまっていた。

ところが一九一七年一月から一二月にかけて、陸軍内部でも具体的なシベリア出兵研究が始まつた。一九一七年一月、陸軍参謀本部は、「居留民保護ノ為極東露領ニ対スル派兵計画」を策定し、関係師団、朝鮮駐劄軍、関東都督府

への編制要領の送付、特に朝鮮駐劄軍、関東都督府へは計画内示を行うなどの行動に出た。これは沿海州、満州北部の二方面に居留民保護の目的で軍隊を派遣することを述べたものであった。また、ロシア駐在武官高柳保太郎は、ロシア極東地域に逃亡してきた反革命派を保護するために、同地域をロシアから分離する工作について打診してきた⁽¹³⁾。陸軍の諸構想は、軍事行動そのものの問題が前面に出されているため、シベリア出兵の実行後何を行うかという問題については、まだ触れられていなかった。陸軍がこの問題までを視野に入れて行動をはじめ、「シベリア独立」の路線を実行に移すのは、一九一八年に入ってからのことになるのである。

具体的な政策決定の場にシベリア出兵問題が浮上したのは、一九一七年一月七日、本野一郎外相が外交調査会に對して長文の意見書を提出したことによる⁽¹⁴⁾。後藤の意見書は、寺内首相個人に向けてなされた提言であったが、この文書は外交調査会という政策決定の場に初めて出兵プランが提出されたという意味を持った。この意見書自体は、いわゆる「独壊東漸論」⁽¹⁵⁾に立ちながら、結論として「兎毛角欧露及露領亜細亞北滿地方ニ於ケル今日迄ノ趨勢ヲ基礎トシテ此ノ際予メ我邦ノ之ニ処スヘキ大体ノ方針ニ付慎重攻究シ置クノ必要アリト信ス」という曖昧なものであった。だが、この後の、一九一七年一月二七日の外交調査会での本野と原との応酬に明らかのように、本野は明確に出兵実行への準備をすべきであると説いていた⁽¹⁶⁾。しかしながら、本野の主張は原に反対され、寺内首相も納得せず、失敗に終わった。この本野の意見書も、日本がロシアの領土分割が行われる際に出すべきと本野が考えている要求が前面に出ている、シベリア占領地域での日本のなすべき行動ということについての考慮は薄かった。

ロシアの一〇月革命前後から、シベリア出兵問題が日本の政策形成・決定レベルにおいて登場してきた際に、それぞれの主体がどのような構想を有していたかについて、寺内内閣の閣僚、閣外にいるが政策領域によっては影響力のある人物、また実行主体の陸軍の代表的な出兵構想を概観した。ここで明らかになったのは、シベリア出兵については、軍事的な占領、ということころまでは主張しても、占領をどのような形で行うか、ということに関しての具体的な指摘をし

たものは、後藤以外に見当たらないということであった。しかも後藤は、食糧・医療援助という非軍事・人道的な領域の活動を行うことに、軍事力行使の正当事由を発見していたのである。西原が中国政策に力点を置き、陸軍が「居留民保護」に大義を求めようとしていた時の、この後藤の構想は注目値する。北岡伸一氏の研究は、後藤が、かつて満州経営問題で提起した「文装的武備論」で、「王道の旗を以て覇術を行ふ」ことを提唱していたことを明らかにしている。⁽¹⁷⁾これは、鉄道や病院・学校といった当時の先進的な科学技術を提供する施設を用いて、現地住民の需要に応え、現地住民が当該施設に依存する状況を作り出すことによって、中国側が日本に対して抵抗しがたい関係を構築することを指している。後藤はこの発想に基づき、さらにアメリカのイデオロギー的な外交攻勢をも包含しながら、前述の如き政策構想を出したのである。

だが、この時点では出兵は現実のものとならなかった。いくつかの波瀾を含みながら、出兵問題は年を越すことになった。次の節では、出兵問題が政策として結実するために、外部の状況によって、どのような大義をまとい、いかなる施策のもとに実行されていったのかについて述べることにしたい。

- (1) この機関については、小林龍夫「臨時外交調査委員会の設置」『国際政治』六四巻二号、一九六五年、また雨宮昭一「戦争指導と政党」『思想』六二二号、一九六七年（現在は著書『近代日本の戦争指導』吉川弘文館、一九九七年に収録）を参照。外交調査会の規則（内則）については、小林龍夫編『翠雨荘日記』原書房、一九六五年、二一〇―二二二頁。
- (2) 例えば、満鉄理事川上俊彦の「露国視察報告書」『日本外交文書』大正七年第一冊、五七〇―五九四頁。これについては、原暉之『シベリア出兵』筑摩書房、一九八九年も参照。
- (3) 意見書は、「伊東伯爵家文書 後藤内務大臣ノ意見書」『憲政史編纂会収集文書』五八九（国立国会図書館憲政資料室所蔵）。この意見書についての指摘は、小林幸男「欧州大戦と日本の対露政策」『国際政治』二三号、一九六三年（後に著書『日ソ政治外交史』有斐閣、一九八五年に収録）がある。筆者は以前発表した拙稿「シベリア出兵構想の登場」『九大法学』六八号、一九九四年で、小林道彦氏の論考「世界大戦と大陸政策の変容」『歴史学研究』六五六号、一九九四年を批判して、この意見書は政策形成

過程に乗らなかつたのではないかと記した。しかし本論文の考察の結果でもわかるとおり、この意見書の構想は、一部変容したとはいえ、実現したものもある。筆者は前掲拙稿執筆当時の、史料検討、その後の見通しについての考察の不十分さを猛省している。

(4) 西原借款については、代表的なものとして、谷寿子「寺内内閣と西原借款」『東京都立大学法学会雑誌』第一〇巻一号、一九六九年、大森とく子「西原借款について」『歴史学研究』四一九号、一九七五年、富永幸生執筆、鹿毛達雄訳（原文がドイツ語で書かれていたため）「西原借款と北進政策」『歴史学研究』四五一号、一九七七年、斎藤聖二「寺内内閣と西原借款」『国際政治』七五号、一九八三年、同じく斎藤氏の「寺内内閣における援段政策確立の経緯」『国際政治』八三号、一九八六年など、多くの研究がある。

(5) 「東洋永遠ノ平和策」は『西原亀三文書』三三三冊（国立国会図書館憲政資料室寄託、番号は憲政資料室の簿冊のもの）に所収。ただし「東洋永遠ノ平和策」と題された文書は二種類ある。一つは本節で検討するものであるが、もう一つは「本計画ハ張勳ノ復辟運動ニ関連シ在京、和蘭公使ノ北京政府ニ対スル態度ノ不遜ナルニ乘シ支蘭ノ交渉ヲ紛糾セシメ以テ本計画ヲ実行セント欲シ寺内首相ト本野外相勝田蔵相ニ夢物語トシテ提示セルモノナリ」という前書きが付けられたものである。内容としては、中国軍に援助を与えてオランダ領のインドネシアを占領させ、日本がこれを買収するといった大規模な計画である。小林道彦氏の前掲「世界大戦と大陸政策の変容」は、この時期政界で、対外政策構想として南進論が語られていたことについて触れている。執筆日時に關しては、山本四郎編『西原亀三文書』京都女子大学研究叢刊、一九八三年によつた。この意見書について、全面的な分析をしているものには、波多野善大『中国近代軍閥の研究』河出書房新社、一九七三年がある。

(6) 「時言」は山本四郎編『寺内正毅内閣関係史料』下巻、京都女子大学研究叢刊、一九八五年、四二五―四二八頁。執筆時期に關しては、前掲『西原亀三文書』を参照した。

(7) 前掲『西原亀三文書』の当該時期の記述を参照。「国運発展期成会」ならびにこの団体が開催した演説会については、西原の自伝『夢の七十余年』平凡社東洋文庫、一九六五年、一七三―一七四頁を参照。「国運発展期成会」について、日記の十一月九日の記述によれば、西原は勝田蔵相から創立費二〇〇〇円を受け取っていた。民間でどのようなシベリア出兵論が流布されていたかについては、拙稿「シベリア出兵論の構造と背景」『九大法学』七八号、一九九九年。

(8) アンドレーエフ工作について言及したものは、Morley, J.W., *The Japanese Thrust into Siberia, 1918*, Columbia University Press, New York, 1957 年、原暉之、前掲『シベリア出兵』がある。『西原亀三文書』の記述によれば、一九一七年十二月二日には勝田蔵相と、二三日には田中参謀次長と会見し、アンドレーエフらの派遣について協議している。さらに田中との会見で「中将将モ同意セラレ派遣スルコトトナス」とあるように、陸軍側の一部の了解は取れていた。

(9) ただ、西原も、シベリアの占領地域を日本円の経済圏にする考えを持っていた。『夢の七十余年』一七九頁においても、「シベ

リア独立軍をして鉄道沿線に日本紙幣をバラまかせ、あとから行く日本遠征軍の、軍旅の便に資するようにされたいということを献策しておいた」とある。後にこれは、朝鮮銀行券を流通させるという形で実現されることになった。

(10) 「時局ニ対シ帝国ノ対露方策」『荒木貞夫文書』第一期、五二(東京大学法学部・近代日本法政史料センター所蔵)。ただし執筆後どこに提出されたかはここからは明らかではない。

(11) 「欧州出兵ニ関スル研究」は、参謀本部編『大正七年乃至十一年西伯利出兵史』(本論文作成にあたっては、一九七三年の新時代社の復刻本を用いた。以下、『西伯利出兵史』と呼ぶ。巻数、頁は原本のもの)第一巻付録編、一九二四年、七二―二八頁。この意見書の内容分析については、平間洋一『第一次世界大戦と日本海軍』慶應義塾大学出版会、一九九八年を参照。

(12) 例えば宇垣一成はその一人である。

(13) 『日本外交文書』大正六年第一冊、六六〇―六六一頁。ただし、受領されたのは翌年になってからのことである。

(14) この文書は、『日本外交文書』大正六年第二冊、六六三―六六九頁。付属文書も収録されている。

(15) この「独逸東漸論」は、シベリア出兵論の中ではよく論拠として用いられた。小林道彦氏が著書『日本の大陸政策』南窓社、一九九五年や、「帝国国防方針の補修と日本陸軍」『北九州大学開学五十周年記念論文集』北九州大学法学部、一九九七年所収の中で指摘している、日露戦後から既にあつた「露独同盟」への恐怖感が、ソヴィエト・ロシアがドイツと休戦・単独講和に応じたときに蘇つたからではないかと考えられる。

(16) 『原敬日記』(一九六五年に福村出版で刊行されたものを用いたが、一九九八年、北泉社より影印版が刊行された。こちらも適宜参照した。以下、日記の日付を記す)一九一七年二月二七日の項。この時のやり取りについて記した最初のもは、Morley, op. cit.である。

(17) 北岡伸一「外交指導者としての後藤新平」『年報近代日本研究』二号、一九八〇年。

二 「自衛」から「チェコ軍救援」へ

年が明けて一九一八年一月、寺内内閣はイギリスからの「ウラジオストックへの軍艦派遣」の報に驚愕させられた。

寺内首相は「怪しからぬ、こうなれば何でも我軍艦を先づ浦港へ入れねばならぬ」と言つて、二隻の軍艦を派遣した。一月二二日の議会でも寺内首相は、「戦禍延イテ極東ノ平和ヲ紊シ累ヲ帝国ニ及ボス場合ニハ、進ンデ機宜ノ処置ヲ執ルコトヲ躊躇シナイノデアリマス」と演説した。しかしながら寺内首相は出兵問題で、公式にはこれ以上の踏み込んだ対応をしなかつた。⁽³⁾ 逋信大臣田健治郎は、一九一八年一月三日に「対露政策論文」と題する意見書を執筆し、九日の閣議で寺内首相に示したが、寺内はさほど関心を示さなかつたといわれる。⁽⁴⁾ 軍艦派遣問題が、即座に出兵につながつていったわけではなかつたのである。

これに対して出兵へと動きを加速させようとしたのは本野一郎外相であつた。本野は議会では、ロシア情勢に対して「最モ慎重ノ態度ヲ以テ之ニ対スル措置ヲ考慮シナケレバナラヌ」と述べていた。⁽⁵⁾ ところが一九一八年二月五日に、駐日アメリカ大使に、自己の個人的意見とことわりつつも、具体的な地理的範囲をあげて出兵をほめかす発言をしたの⁽⁶⁾ を皮切りに、三月にいたるまで、出兵の具体的プランを在外日本公館へ向けて発しつつづけた。⁽⁷⁾ しかもこのことが発覚した際、本野は外交調査会委員牧野伸顕に問われて、外交調査会に提起したところで「議論のみにて無益」と挑戦的な態度をとつたのである。⁽⁸⁾ しかしながら、一九一八年三月七日、アメリカ政府が日本の出兵問題に対して懸念している旨の電報が届いたこと⁽⁹⁾ で、事態は急変した。本野は外交調査会の席上で寺内首相からも非難されることになつたのである。⁽¹⁰⁾ その上これまでの本野の行動は、寺内首相との関係悪化を招くことになつた。⁽¹¹⁾ 本野は国内的にも、自身の行動を弁解しなければならなくなつた。本野の行動は、新聞でも報じられ始めたからである。⁽¹²⁾ 一九一八年三月二六日、本野は事前に原敬にまでチェックを受けた原稿を用いて、議会で出兵提議のうわさは「全然誤報」であり、「政府ハ何レノ国ニ向ヒマシテモ、日本出兵問題ヲ発案又ハ提議シタル事ハアリマセヌ」と演説した。⁽¹³⁾ だが本野の演説は、議会内での出兵論者尾崎行雄（憲政会）の質問は政友会議員の協力でかわし得たけれども、⁽¹⁴⁾ 雑誌から「あれは外交調査会が本野に強要してやらせたもので、実は米国に対する声明サ」という皮肉を浴びせられた。⁽¹⁵⁾

しかし反面、この事件が、日本の行うシベリア出兵は「自衛」のための出兵であること、またアメリカを含む連合国間の意見の一致を見なければ出兵しないということ⁽¹⁷⁾についての、政策形成主体間での合意を導いた。「自衛」の意味は読むものによって分かれるが、「アメリカを含む連合国間の意見の一致」において、この時点での出兵はしないということになったのである。

ただ、対米関係の重視、という点については、政策形成主体にはジレンマが存在した。対米協調論者として知られる原敬においてすらも、出兵問題で「米国の為すが俛に置くこと固より国家の為に不利益なり、去りとて米国を度外に置く事は絶対に避けたいものなり」⁽¹⁸⁾と語っていた。寺内首相は、一九一七年一〇月に執筆した意見書「欧州出兵ノ可否論」で、途中から連合国側に加わったアメリカの態度を「君子ノ豹変」と皮肉を込めて語り、「人道ヲ説キ正義ヲ倡へ、大ニ正貨ヲ吸収シテ暴富ヲ致ス」国であるときえ述べていた。しかしながらこの意見書を一九一八年四月に改稿した際、寺内は「工業国トシテ幼稚ナル我帝国ノ利スル所ハ、北米合衆国ノ獲得セシ利益ニ比シテ九牛ノ一毫タルニ過ギズ」という言葉を付け加えていた。⁽¹⁹⁾対米協調路線を激しい葛藤の中で表明した意見書に、山縣有朋の執筆した「時局意見」がある。⁽²⁰⁾山縣は、出兵実行の場合、日本は「不幸ニモ帝国ノ対露策ニ対シ最モ好感ヲ有セサル米國」に補給を仰がねばならないという理由で、対米協調路線のやむなきを説いた。だがこの文章に続く以下の言葉は、米英両国に対する山縣のすさまじいまでの反感を示している。すなわち、「軍国主義帝国主義ハ果シテ斯ノ如ク悪ム可キモノナリヤ共和主義果シテ善美ニシテ又無併合無賠償果シテ衡平ニシテ正義ナリヤ之ヲ英米諸國ノ發達ノ歴史ニ徴シ彼等ハ曾テ帝国主義ヲ実行セサリシヤ又併合ヲ行ハサリシヤ譬ハ英米ハ既ニ成レル大家ナリ家広クシテ財亦富メリ其ノ收益ハ豊ニ多数ノ家族ヲ給養シテ猶余リアルモ我ハ新ニ興レル小家ニシテ屋狭ク財匱ク而モ多衆ノ子弟ヲ擁シ其ノ資利ハ未タ以テ之ヲ養フニ足ラス夙夜營々猶及ハサルヲ恐ル亦焉ソ一朝不利ニ安ンシテ其大成ヲ忘ルヘケンヤ風雲機アリ一タヒ去テ復タ来ラス尤龍ノ悔自ラ戒ムル所ナカルヘカラサルナリ」山縣は、自国の帝国主義的発展を阻害するものに対する激しい怒りを内に秘

めつつ、対米協調の方へ舵を切らなければならぬという決断をしていたのである。

一九一八年四月二日、本野外相が病床より、この意見書が容れられなければ辞任するとまで述べて閣議に送った意見書「西比利亚出兵問題ニ関スル卑見」⁽²¹⁾が伊東巳代治の酷評にあつたのも、同様の理由であつた。本野の意見書は、出兵実行による日本の利益を、对中国政策との連携、ロシア領土に占領地を持つことによる戦後の講和会議での発言権保持、そして「現ニ精神上並ニ物質上深刻ナル鍛練ヲ経ツツアル欧米列強ノ諸国民ト戦後激甚ナルヘキ国際競争場裡ニ相見ユルノ日」のために「講和ニ先チ我邦民心ノ振興ヲ図ルノ要」があるというような国内対策にわたるまでの七項目に分けて論じていた。これに対して、伊東はむしろ本野の情勢認識に批判を向けた。伊東はアメリカを「米禍」とすら表現しながら、反面で中国との提携関係強化を主張する本野の意見書を「眼中英仏米ナシ是レ果シテ實際的外交ノ策ナル乎」と批判したのである。四月一二日に意見書は閣議にかけられたが、結果的には(1)シベリアには「アジア大陸の治安維持と日本の自衛」の目的で出兵する(2)できるだけアメリカも含む連合国の賛同を取り付ける、という基本線は変わらなかつた。本野の意見書は、なお議論すべき点が存在するという理由で事実上放置された。⁽²³⁾この段階で本野は、寺内首相との関係も、修復不可能な段階まで悪化し、⁽²⁴⁾政治的立場を完全に失墜した。本野は外相を辞任し、この年の九月に死去することになる。

この時期は、日本国内では、寺内自身が病床にあり、一ヶ月あまり閣議に出ないという中で、政界再編や、後藤を首班にした新内閣の構想がうごめいていた。⁽²⁵⁾また、国際的には、日本の出兵問題の推移に影響力を持っているアメリカが、国内的に日本の出兵参加に対して意見が割れていて、明確な態度表明ができなかつた。⁽²⁶⁾これがさらに日本国内でアメリカの対ロシア政策に対する疑念を招くことになつた。⁽²⁷⁾六月に作られた後藤の意見書「西比利亚出兵ニ関スル意見」は、ほとんど全文が本野の意見書と酷似していたが、「米國ノ西比利亚活動對抗策」という新たな一節が加えられていた。これは、アメリカはシベリアに野心を持っていないというけれども、彼らが現実に巨大な資本を擁して、中国同様「経

済上東方露領亜細亜ニ相当活動スヘキ」ことは間違いない。また、ロシア側も進んで対米提携を求めているという現実がある。将来日本が対米提携・対米拮抗いずれの道を選択するにせよ、シベリアには「現実ニ有力ナル地歩ヲ占ムル」必要がある、というものだった。⁽²⁸⁾

対米警戒の反面、この時点で、寺内内閣では、対外的に日本政府として打ち出すべき対ロシア政策を持っていなかった。実務的交渉は熊崎恭モスクワ駐在総領事が行っていたものの、ポリシェヴィキ政権を承認したわけではなかった。⁽²⁹⁾ 日本が承認していた臨時政府が消滅したため、ロシアに対して武器を売却した日本の業者に、代金が払われなくなるといふ事件も発生した。⁽³⁰⁾ だがポリシェヴィキ政権に対し、日本は明確に敵対したわけでもなかった。これには、外交官を含めて、日本の外交政策に関わるものに、ポリシェヴィキ政権は弱体であり、早晩崩壊するか、関係諸国の干渉によって打倒されるだろうという観測があつたためとも考えられる。⁽³¹⁾

このように、日本においてシベリア出兵問題は、対ロシア政策の方向性がなく、「自衛」のための出兵はできると決めたものの、「連合国間の協調」という足かせがはめられた状態に陥つたのである。ドイツの東方進出の脅威を論拠にした「独塊東漸論」も、現実の可能性が全く存在していなかつた。⁽³²⁾ 出兵を実行するためには、新しい論拠と、新しい状況、そして新しい形式が必要であつた。これを作つたのは、チェコ軍の存在と、これを救援すると称してアメリカが出兵を提起したことであつた。

アメリカを動かしたのは、シベリアにいるチェコ軍の存在であつた。チェコ軍の存在は一九一八年五月には日本にも伝えられていた。また、六月末にはアメリカ政府が何らかの決断をするであろうという観測も届いていた。⁽³³⁾ 既に寺内内閣の閣僚はこの動きに反応していた。七月一日には、本野の後を襲つた後藤新平新外相が、伊東巳代治に対して、職を賭して出兵を実行させると言っていた。しかも後藤はアメリカが出兵以外の手段でロシアへの進出を遂げる可能性を語っていたのである。⁽³⁴⁾ この二日後、外務省政務局は、後藤外相からの命を受けて作成していた文書「チェッコ、スロ

ヴァック』問題ニ関聯スル帝国ノ対露政策ニ関スル件⁽³⁵⁾」を提出した。この文書は、アメリカが軍事力のみならず経済支援などでロシア人に対米好感感を扶植しつつロシア進出を図っているのではないかという警戒感を基礎にして、積極的に日本から出兵すべきことを主張していた。この文書は、「自衛」のための出兵は敵国勢力の活動の徴候が見えない現時点では不可能という認識のもとに、「チェコ軍救援」のための出兵という面を積極的に打ち出すべきと訴えていた。チェコ軍が「帝国ニ隣接シ且ツ帝国ノ最モ利害休戚ヲ感ズル」シベリアで活動している以上、日本は率先して出兵しなければならぬというのであった。ここに、これまでの政策形成主体間の合意を打破する事態が発生したのである。しかもこれは、陸軍の当初打ち出した「居留民保護」のための派兵ではなく、また「自衛」のための出兵でもなかった。国益に関わる出兵でありながら、前面に出すのは「国益擁護」を想起させるものではなかったのである。

出兵が最終的に確定した、一九一八年七月一六日から八月一日に到るまでの内閣と外交調査会の動きは複雑である。細谷千博氏の著書はこの変転を詳細に明らかにすることを試みた。⁽³⁶⁾ 詳細な動きは紙幅の関係上そちらに譲り、ここではシベリア出兵の発動に向かつての最終段階の期間に、これまでの諸構想が変容した瞬間と、これを促した認識について明らかにしたい。

出兵構想からの変容として注目すべき点としては、まず外交調査会で、この段階でアメリカの提議した「ウラジオストクへの出兵」が、最終的に日本のシベリア出兵を「自衛」のための出兵から切り離したことであった。原敬は政友会の幹部に対しては、ウラジオストク出兵には日米関係の観点から合意するが、シベリア出兵は国民的合意を得られるまで延期すべきであると主張する旨語っていた。⁽³⁷⁾ 反面、伊東巳代治は、七月一六日の外交調査会の席上で、「自動的出兵ノ余地」を作るための出兵であることを公然と主張していた。しかも、伊東のみならず寺内首相も、アメリカが出兵を「ロシアへの軍事干渉ではない」と言っていることを席上公然と欺瞞であると述べていた。寺内首相にいたっては、ウラジオストクへの派兵区域限定論を「政府トシテ到底首肯シ難キ所」と語り、原や、出兵慎重論者の委員牧野伸顕

らを批判していた。⁽³⁸⁾ところが、ここで原は「ウラジオストックへの出兵と自衛的出兵は同時並行的に行われ、シベリア出兵はウラジオストックへの出兵の当然の結果」という内容の伊東の説明に簡単に同意を与えた。⁽³⁹⁾だが、「自衛的」な出兵を予期させられる語句が対米回答文から削除された。⁽⁴⁰⁾また後藤外相から中国・ロシア国境の黒河在留の郡司智磨書記生に、日本人居留民のみならずロシア人住民に向けて、日本の出兵について(1)ロシア人に「支援及救助」を与えるものであり、ロシアの領土を侵害したり内政に干渉したりする意図を持たない、(2)日本人居留民に引揚げを命じることはしない、という内容を文書で伝播せよという指示が出されていた。⁽⁴¹⁾出兵前に既に、現地へ向けて「居留民保護」の出兵であることを否認していたのである。

次に注目されるべきは、「チェコ軍救援」についての問題である。チェコ軍がロシアの反革命派と共闘していることは既に政策形成主体の間では知られていた。「チェコ軍救援」は「ロシアへの内政不干渉」という宣言と矛盾することは、外交調査会だけではなく、七月二六日枢密院で内閣から出兵問題への説明がなされた際にも指摘されていた。⁽⁴²⁾しかしながら、寺内内閣側(寺内と後藤が説明にあっていた)はこのような疑問点に関して十分な回答を与えることができなかった。⁽⁴³⁾

しかしここまで決められていたにもかかわらず、寺内内閣の内部は、政党勢力を含んだ一諮問機関の外交調査会が、実質的に出兵問題を決定していること、そして決定の内容が「日米共同」出兵であることへの不満が渦巻いていた。⁽⁴⁴⁾アメリカ政府が日本の対米回答文にさらに注文をつけた再回答をきっかけに噴出した不満は、七月三十一日の閣議の混乱を招き、翌八月一日の外交調査会に、日本の自主的出兵の可能性を示唆する一文を含めた出兵宣言文案が登場するという事態を引き起こしたのである。⁽⁴⁶⁾伊東巳代治が、八月一日の外交調査会で、「明快ニ米國ノ提議ヲ論評シ帝國ノ之ニ処スヘキ方針ヲ巧ニ論述」したと参謀本部の戦史『西伯利出兵史』に評価せしめた演説はこの中でなされたものである。伊東の演説は、アメリカは「表面ハ浦潮出兵ノ看板ノ下ニ隠レテ其ノ裏面ハ西比利亞出動ノ計画」をしていると、アメ

リカ側の掲げた出兵の大義の欺瞞性を繰り返し指摘しつつ、日本がこれに正面から対決することは避けるべきだというニュアンスで貫かれていた。⁽⁴⁸⁾ 寺内首相がこれを受けて、閣僚から出た出兵宣言文案を一切撤回し、最終的に「日米共同」の「チェコ軍救援」出兵は確定されるに至ったのである。⁽⁴⁹⁾

このような過程を経て決定され、一九一八年八月二日に内閣告示の形で出されたシベリア出兵宣言は、⁽⁵⁰⁾ 「チェコ軍救援」「ロシアへの内政不干渉・主権不侵害」そして「ロシア及びロシア国民との友好関係の維持」を謳うものとなった。派兵区域の拡大の可能性は「先ツ」という一語に圧縮された。しかも、ボリシェヴィキ政権にどのような態度を取るかは、ここにおいても全く表明されなかった。ロシアの特定勢力を敵視するような表現は可能な限り削られていた。

だが、アメリカは「ロシア国民の救援」の大義を、技術者などの派遣で現実に見えるものにすることを日本に通告していた。⁽⁵¹⁾ この政策に対抗するためには、新たな政策が打ち出されなければならなかったのである。次の節では、この問題を扱う。

(1) 加藤寛治大将伝記編纂会編・刊行、『加藤寛治大将伝』一九四一年、六六七頁。藤田尚徳の回想。

(2) 『帝国議会衆議院議事速記録』三四卷、東京大学出版会、一一頁。

(3) 「公式には」と断ったのは、寺内は陸軍に対しては自らの「シベリア独立」構想の実現を望んでいたからである。これについては、一九一八年一月五日、大島陸相から田中義一への書簡、『田中義一文書』六〇二（山口県文書館所蔵、国立国会図書館憲政資料室寄託）を参照。

(4) 『田健治郎日記』（国立国会図書館憲政資料室所蔵）一九一八年一月三日、九日の項。寺内の対応については、『原敬日記』一九一八年三月五日の項（横田千之助から聞いた話、として書き留めている）。また、この出来事は、政界の噂として一般に広げられていた。「政界有象無象」『太陽』二四卷五号、一九一八年、二二頁を参照のこと。なお、田の意見書「対露政策論文」は現在筆者未見。

(5) 『帝国議会衆議院議事速記録』三四卷、一一―一二頁。

- (6) 『日本外交文書』大正七年第一冊、六三三—六三四頁。
- (7) 本野は三月六日になつてはじめて、珍田大使に向けて「貴電第二〇五号末段日本ノ行動地域延長ノ件ハ当分ノ中帝國ノ意嚮ハ勿論本大臣一箇ノ意見トシテモ発表致サザル方可然ト思考セラルルニ付右御含ミノ上先方へ御挨拶アリタシ」と行動区域について詳細を述べるのを中止するよう訓令した(前掲、『日本外交文書』六八六頁)。
- (8) 『原敬日記』一九一八年三月四日の項。
- (9) 『日本外交文書』大正七年第一冊、六九〇—六九三頁。
- (10) 『原敬日記』一九一八年三月九日の項。
- (11) 山本四郎編『寺内正毅日記』京都女子大学研究叢刊、一九八〇年、一九一八年三月一四日の項に、「頃日外交上ノ議外相トノ間面倒トナレリ。今朝長ク会谈セリ」とある。
- (12) 『日本出兵の協議』『大阪朝日新聞』一九一八年三月三日。アメリカからの報道、という形をとっている。
- (13) 本野の演説は、『帝國議會衆議院議事速記録』三四卷、六一九頁。本野の演説文は、当初の草案は、伊東巳代治によって、外交調査会内部の合意にも違反している上、議會でこのようなものを発表したら「実に容易ならざる事態を惹起すへし」とまで批判された(伊東巳代治から本野外相宛て書簡、一九一八年三月までは分かるが執筆日時不明、『後藤新平文書』雄松堂フィルム出版、四八リール—二〇、一九八〇年)。その後、寺内からロシア情勢の説明を加えるように要請されたようだが、「露国之状況云々との御下命も有之候へ共是ハ矢張申ササル方可然と存候」とこれは本野のほうから断つた(本野から寺内宛ての書簡、一九一八年三月二四日、『寺内正毅文書』一七八—五、国立国会図書館憲政資料室所蔵)。三月二五日に寺内から原に案文が内示され、「大体米國に返答せし趣旨を文書になしたるものにして、一読して異議なき旨を告げたり」(『原敬日記』一九一八年三月二五日)と原が納得して、初めて本野の演説はなされたのである。
- (14) 尾崎の発言は、『帝國議會衆議院議事速記録』三四卷、六二〇頁。尾崎が本野を批判したことについては、原暉之、前掲『シベリア出兵』が記している。この尾崎の演説は、激しいやじの飛ぶ議場で行われた。尾崎は「私ハ無論出兵ヲ希望スル者デアル、世界ノ大戦争、関ヶ原トモ謂フベキ決戦ニ、一等國トシテ参加シタイト云フ希望ト熱情トラ持ツテ居ル者デアリマス」(『帝國議會衆議院委員會議事録』一四卷、臨川書店、一九八二年、二二一—二二二頁、一九一八年三月六日の演説)と自身演説の中で述べているように、熱心な出兵論者であった。
- (15) 前掲「政界有象無象」二二頁。
- (16) 『原敬日記』一九一八年三月一七日の項。
- (17) 『日本外交文書』大正七年第一冊、七〇九頁以下に掲載されている、米英兩國への回答文。欄外注記として、「注 右同文ハ三

月十七日外交調査会ト協議済ナリ」とある。しかし、ここで注目されるのは、アメリカとイギリスに対する態度の相違である。七一〇頁の対英回答文は、(1)日本が現時点で出兵を実行した場合アメリカが援助すると考えられるか、またこのことについてイギリスは考慮しているか(2)出兵の範囲を明示することが必要か(3)イギリスのポリシェヴィキ政権への対応、反革命派に対するイギリスの援助、という三項目についての質問状になっている。

(18) 『原敬日記』一九一八年六月一五日の項。山縣有朋に対しての発言。原は首相となつてから、講和会議での中国政策問題においてはむしろ対米協調よりも対英協調の姿勢をとつたという指摘がなされている(服部龍二「パリ講和会議と五・四運動」『千葉大学社会文化科学研究』三号、一九九九年)。内閣としての政策であるから、原の影響だけを一概には言えないが、「米国の為すが俛」には置けないと判断したゆえの行動と見ることもできるであろう。しかもこの言葉は、シベリア出兵問題で「西伯利亚人民をして我に傾かしむるの策必要ならん」という発言の後に続いていることに注目したい。原においても、シベリアのロシア人住民の親日化は留意すべき問題だったのである。

(19) この意見書は前掲『寺内正毅内閣関係史料』下巻、一〇三―一二八頁。改稿は同じ頁に収録されている。

(20) 「時局意見」は大山梓編『山縣有朋意見書』原書房、一九六六年所収。

(21) 『日本外交文書』大正七年第一冊、七三二―七五八頁。これは出兵問題に対する連合国との交渉顛末や、ここであげてある「西伯利亚出兵問題ニ関スル卑見」、ならびに制作時期不詳とされる「西伯利亚出兵ノ急務」「帝国外交政策ノ基礎改変ノ必要」「閣議案」「東部西伯利亚出兵及日支協同自衛ノ件」という意見書がセットになったものである。本野が辞職を口にしたというのは、『原敬日記』一九一八年四月一五日の項(山縣から聞いた話)。

(22) 「伊東伯爵家文書 西伯利亚出兵問題径路竝結論」前掲『憲政史編纂会収集文書』五九三。この文書を初めて紹介したのは、細谷千博『シベリア出兵の史的研究』有斐閣、一九五五年である。

(23) 『田健治郎日記』一九一八年四月一二日。

(24) 『原敬日記』一九一八年四月一八日。西園寺公望から聞いた話。寺内は本野が出兵論を唱えている故に「放逐」したと述べ、本野は寺内内閣の「不決断」を非難したといわれる。

(25) 『田健治郎日記』一九一八年四月二四日の項。伊東巳代治の話を書き留めている。なお、同史料によれば、寺内は五月七日から閣議に再び出席するようになった。この時期、シベリア出兵問題を突破口にした種々の政権構想があったことを明らかにしているのが、季武嘉也「第一次世界大戦期の諸政党の動向」『年報近代日本研究』六号、一九八四年(現在は、『大正期の政治構造』吉川弘文館、一九九八年所収)である。しかも現実には寺内は山縣に対して辞任を申し出ていた(『原敬日記』一九一八年四月二二日の項。原が寺内から直接聞いている)。

- (26) David S. Foglesong, *America's Secret War against Bolshevism, The University of North Carolina Press, Chapel Hill & London, 1996, pp.146-151.* 当時の報道でも、神田正雄「米国新聞の対日感情(日本の西比利亜出兵に就て)」『太陽』二四巻七号、一九一八年がこの状況を知らせている。この記事は、アメリカ各地の新聞の社説を検討したものである。
- (27) 前掲『寺内正毅内閣関係史料』下巻、六〇六―六一五頁にある、一九一八年六月一五日付で外務省の作った「西比利亜ニ於ケル米國ノ活動ニ関スル調査」には、アメリカがロシアから獲得したと考えられていた権益を二四項目もあげてある(ただし事実として疑わしいものもある)。
- (28) 『日本外交文書』大正七年第一冊、八四八―八五九頁。
- (29) このことは、外交調査会でも知らされていた。『原敬日記』一九一八年六月二〇日の項。ポリシェヴィキ政権側は、一九一八年初頭には、駐日代表者を任命していたようである。しかしながら、イギリスでは、ポリシェヴィキ政権の代表者に外交官特権を与えたところ、革命宣伝の文書を外交官行囊で送付するなどの事態が起きていたことを日本側は既に聞いて知っていた。『日本外交文書』大正七年第一冊、三九二―三九五頁の記述を参照。日本が「ロシアには正統政府が存在しない」という建前を採用したことがその後に与えた影響については、小林幸男、前掲『日ソ政治外交史』を参照。
- (30) この問題に関しては、芥川哲士「武器輸出の系譜―第一次大戦期の武器輸出(下)―」『軍事史学』一九八七年六月号が詳しい。武器売却代金は日本からの借款で、日本の銀行口座に入っていたのだが、引き出す主体が消滅したのである。このため日本政府は国債を発行して業者への支払いを代行した。
- (31) 例えば寺内首相の意見書「西比利亜出兵論」前掲、『寺内正毅内閣関係史料』下巻、四六〇―四六五頁。外交官の意見書ならば、『日本外交文書』大正七年第一冊、四三二―四三六頁および四四六―四五六頁に収録されている上田仙太郎の長文の意見書。上田は出兵には慎重な態度を取っていた。また、出兵問題で本野外相と意見が対立してロシア駐在大使を辞任した内田康哉のことは、原暉之、前掲『シベリア出兵』などに詳しい。逆にハルビン総領事佐藤尚武は、一九一八年四月一六日の意見書(『日本外交文書』大正七年第一冊、五一六―五一八頁)で、ポリシェヴィキ政権を承認することは、イデオロギー的に日本の「社会的存立ニ危害ヲ及ボス」ことは疑いなくと大逆事件を例に挙げて社会主義政権の危険性を強調し、さらにシベリアの地理的接近性をあげて出兵を主張していた。だがこの意見書では、ポリシェヴィキ政権は軍事的にそれほど強力ではないと主張されていた。
- (32) 「独逸東漸論」がこの時期社会的影響力を失いつつあったことについては、前掲拙稿「シベリア出兵論の構造と背景」を参照。
- (33) チェコ軍の存在は、『日本外交文書』大正七年第一冊、八〇五―八〇六頁。アメリカ政府の決断近しの報が既に日本に届いていたことについては、細谷千博、前掲『シベリア出兵の史的研究』。チェコ軍については、林忠行『中欧の分裂と統合』中央公論社、一九九三年を参照。

- (34) 鶴見祐輔『後藤新平』第三卷、勁草書房、一九六六年、九一〇頁以下を参照。後藤の懸念は根拠のないことではなかったことは、細谷氏の前掲書を参照。
- (35) 『日本外交文書』大正七年第一冊、八九四―八九八頁。
- (36) 細谷、前掲『シベリア出兵の史的的研究』、その他に兩宮昭一、前掲「戦争指導と政党」および「近代日本における戦争指導の構造と展開」『茨城大学教養部紀要』七号、一九七五年および八号、一九七六年（現在は前掲『近代日本の戦争指導』に収録）。
- (37) 『原敬日記』一九一八年七月一五日。
- (38) 前掲『翠雨荘日記』一五〇―一五三頁。
- (39) 原は日記の中で（『原敬日記』一九一八年七月一七日）種々の歯止めの確約をとったと書いているが、伊東の露骨な発言を聴いて伊東の作成した対米回答文などに賛同していることを考えると、後世に向けての弁解に近い。また、外交調査会委員犬養毅は、原は政府案を丸呑みしながら、対外的には政友会が政府の出兵計画を是正したと吹聴していると批判していた。これについては、高橋秀直「原内閣の成立と総力戦政策」『史料』六八巻三号、一九八五年を参照。
- (40) 対米回答文は、『日本外交文書』大正七年第一冊、九一九―九二二頁。
- (41) 『日本外交文書』大正七年第一冊、九三―九四頁、七月一六日に出されたもの。この宣伝は日本語とロシア語ですべきことも指示していた。同様の訓令は、七月二七日にニコラエフスク領事館にも出されている（同書九三四―九三五頁）。
- (42) 前掲『翠雨荘日記』一四六頁。枢密院でのやり取りに関しては、『枢密院会議事録』二〇巻、東京大学出版会、一九八五年に収録されている「浦塩出兵ノ件報告筆記」を参照。
- (43) Foglesong, op. cit., を見ると、アメリカでも「シベリア出兵はロシアへの干渉ではない」という大義が使われていたことが分かる。
- (44) 『田健治郎日記』一九一八年七月一八日、一九日の記述を参照。
- (45) 『日本外交文書』大正七年第一冊、九三〇―九三二頁。
- (46) 『田健治郎日記』一九一八年七月三十一日、八月一日の記述、出兵宣言文案に閣僚側から付け加えようとした文章は『翠雨荘日記』一七〇頁。七月三十一日の閣議では、出兵論者の後藤外相がむしろ「日米共同」の必要を説き、他の閣僚から非難される有様だった。一九一八年八月七日、後藤が寺内首相を初めとする閣僚の対米非難を自分への皮肉と誤解して、辞任を申し出て閣議を途中退出した事件（同日の『田健治郎日記』の記述を参照）の伏線はここにあったと考えられる。
- (47) 『西伯利出兵史』第一巻、四九頁。
- (48) 伊東の演説は、『翠雨荘日記』一七二―一七九頁。しかしながら『日本外交文書』大正七年第一冊、九三五―九三七頁に収録

された対米回答文を見ると、情勢の変化による派兵区域の拡大は通告されている。

(49) 『翠雨荘日記』一七九頁。『田健治郎日記』の記述によれば、翌日八月二日の閣議で、宣言文案の修正はできなかつたという報告がなされた。

(50) 出兵宣言全文は、『日本外交文書』大正七年第一冊、九三七―九三八頁。新聞は一斉に「先ツ」の問題を追求した(「出兵宣言」『大阪朝日新聞』一九一八年八月四日、「帝国出兵宣言」『読売新聞』一九一八年八月四日、「浦塩出兵宣言」『東京日日新聞』一九一八年八月三日)。これは、出兵宣言に伴う記者会見で、寺内首相が出兵区域の拡大を示唆する発言を行っていたからである。

(51) 『日本外交文書』大正七年第一冊、九二五―九二七頁。

三 「新シキ救世軍」の誕生

シベリア出兵宣言が出された時点で、既に日本の出兵は、当初構想された「自衛」の出兵という大義を離れ、連合国の一員であるチェコ軍を救援するためのアメリカ軍と共同での軍事力の出動という形式を取っていた。だがアメリカが「ロシア国民の救援」を、技術者の派遣と言う形で実質化することに、日本側も対応しないわけにはいかなかつた。そもそも出兵が、寺内内閣の自主的出兵論者の反対も押し切つて「共同出兵」という形で実行されたのは、このようなアメリカの対ロシア進出が、シベリア地域でのロシア住民の親米感情を育成することを警戒したからであつたから、ロシア人住民に日本への親近感を与える施策の実行も立案されなければならなかつた。このための組織として登場したのが、「臨時西比利亜経済援助委員会」であつた。この委員会の創設過程については、波多野勝氏の論文がある。⁽¹⁾ 本論文では、この委員会の創設が、シベリア出兵にこれまで日本の経験しなかつた新しい軍事力行使の大義と形式を賦与したことを明らかにしたい。

この委員会に関する構想として現存している最も初期のものは、後藤新平が外相になった後の、一九一八年六月七日に作成されたものである。これは単に、技術者や学術経験者を含む経済視察委員を、シベリアの特定地域に派遣するというものであった。そしてこの構想は、外務省内にシベリアに関する情報を収集し、委員の派遣に関する組織を作ることが考えられていた。このプランはまだ、単に日本がシベリアの占領地で獲得できるであろう経済的利権の調査をするというものに止まっていた⁽²⁾。

後藤はこの文書が作られた後から、熱心に「ロシアの救援」を語りはじめた。六月二八日、露亜銀行総裁プチロフ(Putilov, Aleksei I.)との会見で、後藤は日露協会や赤十字社の事業として、食料品・衣料品を「救援ノ趣旨ヲ以テ」ロシアに送ることを語っていた⁽³⁾。七月二日に伊東巳代治と会談した際には、出兵は「自衛」の他に、「露国民救済」も加えなければならない、しかも「自衛」は一―二ヶ月猶予してもよいが、「極東露領ノ不秩序」を救うのは「実二目下ノ急要」と語っていた⁽⁴⁾。のみならず、後藤は外務省の書記官木村鋭市、松岡洋右に対して、「シベリア露国窮厄ヲ匡救援助スル施設」に関する研究を命じた。ここで後藤が、この機関は「露国々力ノ復興ノ努力ヲ助クルノ施設ナリ」と記したことでも分かるように、後藤にとつては、シベリア出兵という軍事力の発動においても、ロシア人住民の「救援」は、場合によっては「自衛」よりも全面に押し出されるべきものと考えていたのである⁽⁵⁾。この後藤の行動は、第一節で触れた、内相時代の政策提言の現実化へ向けた動きとして見ることができるであろう。後藤にとつて、ロシアという国家自体が、日本の長期的に提携していかなければならない大国であった。「ロシア国民の救援」は、この国家を、第一節で述べた「王道の旗を以て覇術を行ふ」手段によって、日本優位の提携関係に持ち込みうる好機であったと考えられる。しかもこの政策は、これまで日本が提携していたロシア帝国の崩壊、アメリカのロシア進出が考えられる状況で実施されなければならなかった⁽⁶⁾。

アメリカの対日出兵提議は、シベリア出兵の外的状況を大きく変えた。「自衛」は日本が掲げるべき出兵の大義とし

て適當ではなくなった。また前節でも記したように、アメリカの出兵は「ロシアの救援」を「チェコ軍救援」と並行すべき大義として掲げていた。この中で、「経済視察委員」の構想は急速に姿を変えていくことになった。七月二三日の日付のある外務省の文書は、「露国人ノ現在最モ欠乏ヲ感シツツアル物資ヲ供給シテ彼等ノ人心ヲ収攬スルト同時ニ調査ヲ為シ商権確立及利権獲得ノ歩武ヲ進ムルコト」を目的として、外務省内に關係省庁（陸海軍省を含む）および、企業家などを含めた委員会を設置する構想を語っていた。⁷⁾この委員会は、日本軍の前進に伴い、委員を現地に派遣すること、政府の資金的な保証のもとに「シンジケート」を作らせ、日本企業のシベリアをめぐる同士討ちを防ぐことが記されているという点では、この後の準備会議で出た資料により近い。

七月二六日と二九日に、外相官邸において、後藤をはじめ、大蔵官僚出身の人物目賀田種太郎や、朝鮮銀行総裁美濃部俊吉、外務・大蔵官僚らで構成されるシベリア経済援助のための準備会議が開催された。二六日に出された二つの文書は、一つはシベリアへの日本企業進出が、日本企業同士の市場争奪戦になることを防止するための機関を創設すべきことを主張するものであった。この機関は外務、農商務、大蔵、陸海軍などの關係省庁の官僚から構成される官庁横断的なものとされていた。もう一つの文書「松岡事務官案」は、ロシア人住民への援助物資供給ルートの確立と、アメリカなどの動きに対抗する「帝国ノ経済的活動ノ基礎」確立の必要を説くものであった。このために政府が民間企業に資金援助の形で支援を与えるというものであった。また、この「松岡事務官案」は、対ロシア支援を、日本軍占領地域や反革命派の支配地域に対し、当座の生活必需品を供給するなどの「一時的救済」と、鉄道・船舶輸送の改善、ロシア政府がかつて定めた輸出入制限措置の撤廃などの条件を付けて、反革命派の地方政権の発行する公債を日本政府の保証付きで日本の金融業者に引受けさせるという形の「永続的救済」に分けて論じていた。基本的にこの「松岡事務官案」は、活動の主体は民間企業の「シンジケート」に委ねるものであったが、外務省内に諸活動を統轄する委員会を置くことや、この委員会の構成などの構想において、後に実現するものに接近していた。⁸⁾ただどちらの文書も、軍事力の行使とともに

に経済援助を並行しなければならぬという認識が共通してみられた。さらに二九日の会合では、注目すべき合意がなされた。それは、このシベリア経済援助は、活動範囲に旧ロシア勢力圏であった北滿を加えること、そして経済援助に關して、日露共同の方針は明文化されたが、日米の共同作業については、「随分議論ノ有ル所ナレハ」明文化しないと決められたことであつた。「北滿での活動」の合意は列強勢力の空白地帯に入り込むという日本の意向を示したものであつたが、後者の合意と重ね合わせると、外交上での日米競争の現れという面と、国内的に対米強硬論者への配慮という面との二つの側面が浮かび上がる。⁽⁹⁾

この合意の下、委員会編成は強力に進められた。波多野氏も指摘しているが、委員会編成に關しては、省庁間の権限配分などの点で異論が出ていた。また、委員会を国家機関として編成すべきかどうかという点でも、実は完全な合意が得られていなかった。⁽¹⁰⁾ だが、この委員会は、そのような異論を棚上げにし、外交調査会に一度も諮問されず、⁽¹¹⁾ 八月九日の閣議決定、一七日の勅令による「臨時西比利亞經濟援助委員会官制」公布を経て発足した。この委員会は、目賀田種太郎を委員長とし、外務省、大蔵省、農商務省、逓信省、そして鉄道院という官庁に加え、行動主体である陸海軍、また滿鉄や朝鮮銀行のような植民地経営機関、そして銀行関係者までを加えた大掛かりな組織であつた。もはや米騒動で失速しはじめていた寺内内閣の、⁽¹²⁾ シベリア出兵に關する最後の仕事ともいふべきものであつた。

一九一八年八月二一日の臨時西比利亞經濟援助委員会の初会合で行われた寺内と後藤、特に後者の演説は、シベリア出兵が新しい大義のもとに遂行される對外戦争であることを示すものとなつた。まず寺内首相は、ロシア革命後の混乱で生じたロシア国民の困窮を救う事業は、これまでロシア側の秩序回復が遅れていたためできなかったが、今日日本軍が「チェコ軍救援」で出兵したため可能になつたと述べた。そして寺内はロシア国民の渴望する物資の供給、産業の復興、通商の振興は、「帝国当然ノ責務ニシテ且善隣相拯フノ常道」であり、そのために各界の人士を選んで「機宜ヲ逸セス經濟的援助ヲ為サムコト」を期したのであると語つていた。

続いて後藤が演説した。後藤は、日本の上下がロシア国民に対する同情を抱き、彼らへの救済を行おうとするのは「是レ畜隣邦ノ情誼ト云フ一点ノミニ止マラスシテ帝国伝来ノ正義人道ノ発現ニ外ナラス、即チ身ヲ挺シテ東洋ノ為ニ将夕世界ノ為ニ力ヲ致サントスル帝国ノ至情ニ出ツルモノテアリマス」と述べた。

その上で後藤は、全く新しいシベリア出兵の大義を掲げた。すなわち

「今回帝国ノ出兵ハ徒ニ遠征長驅、単ニ討伐侵略ヲ事トスルモノトハ全然其ノ性質ヲ異ニスル高尚ナル意義ニ由来スルコトハ卑言ヲ俟スシテ、各位ノ既ニ諒察セラルル所テアリマス故他言ヲ費スノ要ハアリマセンカ、唯一言申シマスレハ畢竟此ノ軍ハ新シキ救世軍テアリマシテ、此ノ軍ノ目的ヲ達成スルモノハ即チ本会ノ事務ノ上ニ存ス、是レ御互ノ任務ノ極メテ重大ナル所以テアリマス

帝国ハ茲ニ新シキ四海兄弟主義ヲ以テ隣国救援ノ実ヲ挙げ、之ニ由テ秩序ノ回復ヲ促シ、其ノ窮ヲ拯フテ安ニ居ラシメ、所謂愛ノ理、心ノ徳ヲ普及セシメテ、東洋ニ雄タル帝国ノ真面目ヲ發揮シ歴史上稀ニ覩ル我ノ温情ヲ隣民ノ胸底ニ覺ラシメ、以テ旭光ノ恵沢ニ対スル理解ヲ彼等ノ間ニ与ヘンコトヲ希フノテアリマス」(傍点は井竿)¹³

以上のように、後藤は日米両軍を中心とした各国混成の軍隊によってなされる出兵を、討伐や侵略とは全く意味の異なる「新シキ四海兄弟主義」に基く「新シキ救世軍」であると名づけたのである。ここにシベリア出兵は、これまでの政策形成主体が打ち出しえなかった全く新しい理念と装置を持った、対外的な軍事力の発動として登場したのであった。しかも、出兵宣言で「チェコ軍救援」の目的のみを掲げたのと同様、一切日本の国益に言及しなかった。また、これは寺内にも共通することだが、ロシアの特定の政権を支持・敵視する発言が一切なされていないことに注目すべきであろう。日米両国軍隊を中核とした連合軍が、連合軍の一員である民族自決の大義を掲げていたチェコ軍を救い、さらに革命で疲弊したロシアの住民に援助を与えるという戦争として、シベリア出兵は現れたのである。しかもそれが対外的に声明される単なるレトリックではなく、一定の実質をまとうものとなった。

シベリア出兵に、戦略的な経済援助を組み合わせていくことの必要性は、アメリカとの対ロシア進出競争という観点からメディアでも歓迎される傾向が存在した。¹⁴ しかも、この「新シキ救世軍」としてのシベリア出兵は、出兵に批判的とされたメディアも賛同したものであった。『大阪朝日新聞』は、一九一八年八月二三日付（発行は前日）の夕刊に、「新しき救世軍」という以下のような短いコラムを掲載した。¹⁵

後藤外相は、今回の西伯利出兵を「新しき救世軍」だといった。後藤男の口から此の言を聞く時に、世人は之を只男の例の思ひつきの言葉としか解しないが、併し、行るならば徹頭徹尾その積りで行らなければならぬ事勿論である。但、内国をすら救へない者が、果して能く外国を救ひ得るか。由来空念仏では往生は難かしいものである。

この文章は、「新しき救世軍」というスローガンを「後藤の思い付き」といい、米騒動と関連させて政策実行の可能性を危ぶんだりしてはいるが、出兵をそのようなものとして遂行することに異議を唱えてはいない。寺内内閣がそのような出兵をなしうるかどうか疑問符を付けただけのものであった。

しかもこの形でのシベリア出兵は、この後首相となつた原敬も、簡単には排除できないものであった。原は、首相就任後、党機関誌『政友』誌上で「チェコ軍救援」の事例を挙げて「各国国民間の同情の念、人類共同の親愛の念、これが戦争に依つて生じた新精神」と語つた。そして原は、「国家としても、只自国の利益さへ計ればよい、他国の人民の利害などは考へなくてもよいと云ふ思想は、漸次今の時代には容れられぬ事と思ふ」と述べた。その上で原は、シベリア出兵について「日本も西伯利に陸軍を出して居る、自分は我出征将卒が所謂露国人民を助けると云ふ心を以て日本軍の到る処、徳を以て、其地方の人民に喜ばれると云ふ状態にある事を希望する、個人としての善行の貴ぶべきが如く、国家としても善行は尊敬すべきである」と主張し、シベリア出兵が、日本国家が国際的に行う「善行」であると表現し

たのである。⁽¹⁶⁾

以上のように、シベリア出兵は、「臨時西比利亞經濟援助委員会」の発足とともに、「チェコ軍救援」に加えて、「ロシア国民の救援」という大義を掲げることになった。しかも委員会の創設過程において分かるように、占領地での經濟的収奪を思わせる「經濟視察委員派遣」構想が撤回されている。対外的にはアメリカの、シベリアへの技術者派遣という行動を受けてのことであると考えられるが、国内的にも後藤新平のように、「自衛」を後回しにしても「救援」を實行することが得策と考えた政策形成の主体がいたことも、「經濟視察」から「經濟援助」への轉換をはかりうる契機になった。また、このような軍事行動を起こすにあたり、ロシアの特定の勢力に対する支持も敵対も宣言されなかった。このようにして、日米共同による、「チェコ軍救援」と「ロシア国民の救援」を旗印にした、「新シキ救世軍」とポリシェヴィキ政権との宣戦布告なき戦いが始まったのである。

- (1) 波多野勝「ロシア革命と日本のシベリア援助」『慶応義塾大学法学研究』六三卷二号、一九九〇年。
- (2) 「西比利亞派遣經濟視察委員ノ件」『西比利亞經濟援助關係雜件 委員会ノ成立ニ関スル件』(外交史料館所蔵) 中にある。「大正七年六月七日上局へ提出」という書込みがある。執筆者は不明。
- (3) 鶴見祐輔、前掲『後藤新平』第三卷、九四四頁。
- (4) 前掲『後藤新平』第三卷、九一三頁。
- (5) 前掲『後藤新平』第三卷、九四五―九四六頁。前掲波多野論文もこの事実に触れている。
- (6) 後藤のロシア観は、北岡伸一、前掲「外交指導者としての後藤新平」、また北岡氏の著書『後藤新平』中央公論社、一九八八年を参照。
- (7) 前掲『西比利亞經濟援助關係雜件 委員会ノ成立ニ関スル件』所収。執筆者不明。大幅に書きこみがなされている。
- (8) 前掲外務省文書に収録された「西比利亞ニ対スル經濟的援助ニ関スル會合要録」(第一回)に附せられたもの。「次官ノ命」によって作成されたが、まだ次官の推敲を経たものではない旨の書きこみがある。
- (9) 前掲外務省文書に収録された「西比利亞ニ対スル經濟的援助ニ関スル會合要録」(第二回)。

- (10) 「臨時西比利亞經濟援助委員會組織ニ関スル一意見」『日本外交文書』大正七年第三冊、三一五—三一六頁は、委員會を官制まで定めた國家機關として設立することに異議を唱えている。
- (11) 一九一八年八月二二日の伊東巳代治の書簡（前掲『翠雨莊日記』一一頁）は、このことに抗議した内容である。寺内はこの伊東の書簡について、意外な人物から攻撃されたと不満の意を表した。『原敬日記』一九一八年八月三〇日の項を参照。
- (12) 『田健治郎日記』一九一八年八月一七日の項に、田通相を通じて山縣が自分の政策について不満を持っていることを聞いた寺内が、米騒動とシベリア出兵問題に見通しがついたら進退を決する旨のことを語ったという記述がある。
- (13) 寺内、後藤の演説は、外務省西比利亞經濟援助部編・刊行、『西比利亞經濟援助ノ概要』一九一九年八月（ここでは『牧野伸顯文書』九州大学大学院法学研究所蔵のマイクロフィルムに入っているものを参照した）に収録されている。
- (14) 全国紙では、「經濟援助委員會 秩序恢復の見込ありや」『東京日日新聞』一九一八年八月二四日付社説。また、最初に出兵發動を経験した福岡の地元紙『九州日報』は、八月二二日社説「日米の對露救濟政策 西比利亞に米國の跳梁を恣にするを許さず」で、シベリア經濟援助を歓迎している。ただし福岡の政友会系地元紙『福岡日日新聞』は、一九一八年八月二〇日付社説「露國に對する經濟的援助」で、「兎に角西比利亞の經濟的援助は、益す吾對西比利亞策をして複雑ならしむるものなり」と疑問を呈している。
- (15) 「朝日評壇・新しき救世軍」『大阪朝日新聞』、一九一八年八月二三日付（発行は前日）夕刊。同紙がこのように「新しき救世軍」としてのシベリア出兵を容認していく過程については、前掲拙稿「シベリア出兵論の構造と背景」で触れた。
- (16) 「講和と新思想」『政友』二二四号、一九一八年、一一二頁。

おわりに

シベリア出兵は、構想から現実の政策決定・發動に到るまでに、大義および發動の形式において、大きな変容を被つた。当初、ドイツ・オーストリアからの「自衛」という大義のもとに、居留民保護や、中國政策進展を正面に掲げようとした出兵は、遂には「日米共同」による、「チェコ軍救援」の出兵となり、最後にはロシア國民の救援にも従事する

「新シキ救世軍」として表現・実行されたのである。変容を促した外的な条件としては、アメリカのロシアへの兵力派遣が、「チェコ軍救援」「ロシアの救援」というスタイルをもって現実化したことである。アメリカの国際社会での急速な勢力伸張は、日本にとって好ましくはなかったが、正面から対決するわけにもいかなかった。日本は、彼らの掲げる理念的側面を、受け容れるわけにはいかなくても峻拒することもできなかった。伊東巳代治が、アメリカを「米禍」と罵りながらも、アメリカの出兵提議に応じ、「日米共同」の出兵を、内閣内部の反対まで押し切って推進させるために働いたのもそのためであった。

そしてまた、国内的に、後藤新平という人物の存在が、この出兵構想の変容に大きな役割を果たしていたといえよう。後藤がロシア一〇月革命前後に提起した、ロシアへの食糧・医療援助構想は、結果として「臨時西比利亜經濟援助委員会」として結実した。しかもこの政策の実行こそが、シベリア出兵に、「新シキ救世軍」という、出兵批判者にも正面からは反対しがたい出兵の大義と形態を与えたのである。後藤の、日露関係を重視する国際秩序の考え方、そして中国政策で編み出した「王道の旗を以て覇術を行ふ」手法が、アメリカの対ロシア援助攻勢に際して、「対ロシア援助」を前面に押し出したシベリア出兵を構想しえたのである。シベリア出兵が、日清・日露の戦争と異なる「新シキ救世軍」として後藤の口から発せられたことは、以上のような背景を持つものであったといえよう。

このようなシベリア出兵の政策決定の過程においては、議会はほとんど重要な役割を果たしえなかった。特に、野党第一党であった憲政会は、出兵決定に関してほとんど何らの影響力も行使しえなかったのである。^①

ただし、本論文においては、基本的に文官によるシベリア出兵決定の過程を追っていたため、出兵の行動主体である「陸軍」の存在について十分検証することができなかった。陸軍は、やはり政策の実行主体として、軍事的な合理性の観点から、種々の政策構想を生み出していた。また、寺内首相自身が、陸軍元帥であった。シベリア出兵における、日本国内の政策決定と軍事上の合理性に基く利害との絡み合いの問題については、改めて考えなければならぬ。^②

(1) 寺内首相は議會最終日に「時局ノ進展如何ニ依リマシテハ、重ネテ近ク諸君ノ来会ヲ煩ハスコトガアルカモ知レマセヌ」(『帝國議會衆議院議事速記録』三四卷、六五五頁)と演説し、出兵の際には臨時議會を開くことを示唆していたが、結局議會は召集されなかった。また、憲政会は一九一八年七月二五日に、出兵に関する党声明として「出兵問題ニ対スル我党ノ態度」(『憲政』第一卷二号、一九一八年九月に掲載されている)を出した。しかしこの声明は「本問題ハ目下尚ホ我国ト米國政府トノ間ニ交渉中ノ案件ニ属スルヲ以テ我党ハ姑ク鋒鏑ヲ収メテ其成果如何ヲ注視スル外ナキモ」と結論部分で述べているように、出兵決定寸前の時点でも何も具体的なことを述べられなかった。

(2) 最近の研究として、一九九八年の軍事史学会で平吹通之氏の行った報告「シベリア出兵決定経緯と陸軍」がある(この報告の要旨については『軍事史学』三四卷二号、一九九八年、一〇三—一〇四頁)。

(附記) 本論文は、一九九七年一二月九州大学に提出した筆者の博士学位論文の前半部分の主要な点を活字化したものである。本論文の内容に関しては、一九九八年六月に開催された九州法学会(於・九州大学)で報告を行い、有益な助言を賜った。本論文の完成に至るまでには、岡本宏(久留米大学)・石川捷治(九州大学)両先生をはじめとして、多くの方々の指導を受けた。ここに記して感謝を表したい。